

第1部 計画の趣旨

計画の目的

都民の健康の保持及び良質で効率的な医療の提供に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資すること

計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間
(計画期間中であっても必要に応じて見直し)

第2部 都民医療費の現状

第1章 都民医療費の現状

都民医療費の動向

- 令和3年度都民医療費の総額は4兆6,155億円
(国民医療費の約1割)
- 新型コロナの影響により受診控えがあった令和2年度を除き、総額は平成27年度から令和3年度まで上昇



疾病別医療費の状況

- 令和3年度の疾病大分類別医療費は、「循環器系の疾患」が最も多く、次いで「新生物＜腫瘍＞」となっており、疾病中分類別一人当たり医療費は、「その他」の疾病を除くと「高血圧性疾患」が最も多く、次いで「腎不全」、「糖尿病」となっている

医薬品の使用状況

- 令和3年度の後発医薬品数量シェアは76.4%で、全国平均の79.6%より低いが、平成29年度から継続して上昇

第2章 第三期医療費適正化計画の進捗状況

- 特定健康診査実施率は、平成20年度以降全国平均を上回っており、令和3年度は65.4%
- 特定保健指導実施率は、平成20年度以降全国平均を下回っており、令和3年度は23.1%

第3部 計画の基本的な考え方

第1章 国の基本方針

- 国は「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」において全国目標を設定

第2章 東京都の計画の基本的な考え方

- 都では、国の基本方針を踏まえた数値目標及び取組の方向性を設定

第4期東京都医療費適正化計画の概要

第4部 医療費適正化に向けた取組の推進

第1章 都民の健康の保持増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組

<視点1> 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組

- 1 データヘルス計画の推進
- 2 健康診査及び保健指導の推進

<数値目標>（令和11年度）

- 特定健康診査の実施率：70 %以上
- 特定保健指導の実施率：45 %以上
- メタボ該当者・予備群の減少率：25 %以上（H 20 年度比）

- 3 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- 4 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持
- 5 健康の保持増進に向けた一体的な支援
- 6 たばこによる健康影響防止対策の取組
- 7 予防接種の推進

<視点2> 医療の効率的な提供の推進に向けた取組

- 1 切れ目ない医療提供体制の推進
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の推進
- 3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供
- 4 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

<数値目標>（当面の目標）

- 後発医薬品の使用割合（数量シェア）：80 %以上

- 5 医薬品の適正使用の推進
- 6 レセプト点検等の充実強化
- 7 有効性・必要性を踏まえた医療資源の効率的な活用
- 8 医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

**国の基本方針改正を踏まえ
令和6年度に検討**

第2章 医療費の見込み

都民医療費の見込み（令和11年度）

- 国が規定する標準的な推計方法により算出
 - 医療費適正化の取組を行う前が5兆7,778億円、医療費適正化の取組を行った場合は効果額が566億円*と見込まれ、5兆7,212億円となる
- * 特定健診等の実施率向上 13億円、後発医薬品の使用促進 419億円、外来医療費の地域差縮減 133億円

※1億円未満を四捨五入しているため、合計金額と内訳は一致しない。

第3章 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携

- 医療費適正化の取組は、国、都、保険者及び医療の担い手等がそれぞれの役割の下で推進

第4章 計画の推進

- 計画に掲げた目標の進捗を把握し、目標達成に向けた取組を推進

第四期東京都医療費適正化計画の一部改定について

- 令和6年3月に策定した現行の計画においては、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進について当面の目標を設定し、令和6年度に目標値等の検討を行うこととしていた。
- 令和6年11月1日に改正された国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「国基本方針」という）を踏まえた計画の一部改定に向けて、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標等の検討を進める。

【国】基本方針改正の概要

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

- ① 医薬品の**安定的な供給を基本**としつつ、**数値目標を設定する（令和11年度までに達成）**
 - ・ 後発医薬品の数量シェア：80%以上
 - ・ バイオ後続品の数量シェア：80%以上置き換わった成分数を、全体の成分数の60%以上
 - ・ 後発医薬品の金額シェア：65%以上
- ② 「**安定供給の確保を基本として**、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ（バイオ後続品の使用促進のための取組方針を含む）」（令和6年9月改訂）（以下「国ロードマップ」という）を踏まえた**取組を推進**する
- ③ 後発医薬品の使用促進による**効果額の算定**について、**数量ベース**の効果額と**金額ベース**の効果額の**いずれか大きい方の額**とする

リフィル処方箋の活用促進

必要な取組の検討、実施により活用を進める必要があるため、今後**国の取組**として、**具体的な指標の設定を検討**し、必要な対応を速やかに行う

【都】計画一部改定の考え方

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 <第4部 第1章 第2節4>

- ✓ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進の**数値目標・達成年度**について、**国基本方針に沿って設定**
- ✓ 国ロードマップにおける都道府県の役割を踏まえ、**新たな品質確保に向けた取組及びバイオ後続品の普及促進に関する取組を実施**

都民医療費の見込み（令和11年度） <第4部 第2章>

- ✓ 国基本方針の標準的な推計方法に基づき、**後発医薬品の使用促進による効果額を推計**
数量ベース 345億円 < **金額ベース 390億円（現行より45億円増加）**
- ✓ 医療費適正化の取組全体の効果額は566億円から611億円に増加し、**都民医療費の見込みは5兆7,166億円（現行より45億円減少）**

	令和6年11月	12月	令和7年1月	2月	3月
計画一部改定スケジュール	【11月29日】 第1回検討委員会	【12月下旬～1月下旬頃】 区市町村・保険者協議会意見照会 パブリックコメント		【2月頃】 第2回検討委員会	計画改定